

山形県蜜蜂転飼調整方針

第1 目的

養蜂振興法（以下「法」という。）第8条に基づき、山形県内の蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2 基本方針

山形県内のみつ源の状況、入地の時期及び蜂群数等について、総合的に判断し、法の趣旨に則り、可能な限り多くの蜂群が配置できるように調整する。

第3 調整の範囲

調整が必要な蜂群とは、以下のとおりとする。

- ① 届出者が前年度に届出を実施していない場所における配置蜂群。（新規場所）
ただし、天災等不測の事由により、通常配置箇所が利用不可能となった場合、それを考慮する。
- ② 既存配置場所における前年度からの原則10群以上の増群。（増群）
- ③ その他蜂群所有者より照会のあった個別の事案。

第4 配置の承諾

前項①及び②の対象蜂群の所有者は、配置予定場所を中心として、半径2km以内に既に配置を予定している蜂群の所有者（既配置蜂群所有者）全員の承諾を得るものとする。

第5 県外転飼者の取り扱い

県外から移入し、県内で転飼を行う県外転飼者にあつては、畜産振興課において、その計画の可否を判断することとし、畜産振興課において、対象となる周辺既配置蜂群所有者の承諾を得ることとする。

第6 要調整案件の調整方法

蜂群間が2km以内に配置予定の第3及び第4に掲げる蜂群所有者間の調整は、原則的に当該者の話し合いの上で行うものとするが、場合により総合支庁農業振興課（以下「農業振興課」という。）において既配置蜂群所有者の意向を確認し、その経過を記録する。なお、調整に際しては、必要に応じ当事者間で配置を了承する旨の書面を作成し、所管する農業振興課において保管するものとする。

調整がつかなかった場合は、下記の順に優先し、畜産振興課が判断する。

但し、畜産振興課による総合的な判断で、当事者全ての配置了承（条件付了承を含む）及び配置変更指示を行う場合がある。

- ① 場所の変更がない場合にあつては、これを優先する。（実績の優先）
- ② 新規場所にあつては、地元所有者を優先する。（地域養蜂振興）
なお、畜産振興課が総合的に判断した結果については、当該者はそれに従うものとする。

第7 調整に係る意見聴取

第5及び第6の総合的判断について、畜産振興課は有識者を含む関係者の意見を聞くことができる。

第8 調整結果の送付

配置調整済みとなった届出については、県から蜜蜂飼育計画確認書を蜂群所有者あてに送付する。

なお、蜂群所有者は蜜蜂飼育計画確認書に基づき飼育を行い、飼育計画の変更を希望する場合は原則1か月前までに所管する農業振興課に相談し、必要に応じて蜂群配置の調整を行った上で飼育変更届を提出する。

附則

本方針に基づき、平成26年次申請・届出蜂群から調整を図る。

附則

この方針の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この方針の改正は、令和5年6月5日から施行し、令和6年次申請・届出蜂群から調整を図る。